

告 発 状

東京地方検察庁 公安部
ご担当者 殿

平成24年8月6日

告発人 明石 昇二郎 印

同 広瀬 隆 印

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり

第1 告発の趣旨

- 1 被告発人目録1ないし18記載の被告発人の下記所為は、刑法211条第1項前段（業務上過失致死傷罪）に該当すると思料されるので、徹底捜査の上、厳重に処罰されたい。
- 2 被告発人目録9、11及び19ないし27記載の被告発人の下記所為は、刑法211条第1項前段（業務上過失致死傷罪）に該当すると思料されるので、徹底捜査の上、厳重に処罰されたい。

第2 告発の原因

1. 東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という）における大事故発生と、放射能大量放出による一般市民の大量被曝傷害に至るまでの経緯

【平成7（1995）年1月】

阪神・淡路大震災発生。

【平成9（1997）年10月】

岩波書店発行の『科学』が、神戸大学教授の石橋克彦（地震学。現・同大名誉教授）による「原発震災—破滅を避けるために」と題する論文（証拠書証1）を掲載。同論文で石橋は、大地震と原子力発電所の大事故が同時に発生する破局的災害を「原発震

災」と名付け、我が国で「原発震災」による破局的事態が発生する危険を指摘・警告した。

【平成11（1999）年9月】

茨城県東海村でJCO臨界事故発生。これを受け同年12月、原子力災害発生時に原子力事業者がなすべき義務等を定めた原子力災害対策特別措置法が施行された。

【平成12（2001）年3月】

毎日新聞社発行の『サンデー毎日』に、ルポライター・明石昇二郎による原発大事故の検証連載記事「シミュレーション・ノンフィクション原発震災」（証拠書証2）が4週にわたって掲載される。神戸大学教授の石橋克彦、京都大学原子炉実験所助手の小出裕章（現・同実験所助教）らとともに、大地震とともに発生する原子力発電所の大事故が日本にどのような被害を発生させるかを具体的に検証した。

当該記事は同時に、津波が原発の大事故を招く危険もあわせて指摘していた。これ以降、原発における地震対策や津波対策に関する「想定外」との抗弁・言い訳は通用しなくなった。

【平成12（2001）年6月】

上記連載記事発表から3か月後の平成12（2001）年6月、原子力安全委員会（以下「安全委」という）は昭和56（1981）年に制定された「発電用原子力施設に関する耐震設計審査指針」（以下「耐震設計審査指針」という）の見直し作業に着手した。

この作業には、神戸大学教授の石橋克彦も、委員の一人として加わる。

【平成18（2006）年1月前後】

平成18（2006）年1月より原子力安全・保安院は、津波対策の勉強会を電力会社と開くとともに、同年10月には津波対策の検討を口頭で伝えていた。平成16（2004）年に発生したスマトラ島沖地震（マグニチュード9.1）の大津波によって、インドの原子力発電所が浸水被害を受けたことがそのきっかけだった。インドの原子力発電所は津波のため、原子炉の熱を海に逃がす海水ポンプの機能を失っていた。

一方、東京電力の原子力技術・品質安全部設備設計グループ（当時）では、平成17（2005）年12月から平成18（2006）年3月の間に行なわれた社内研修の中で、巨大津波に襲われた際の被害想定や対策費を見積もり、20メートルの津波から施設を守るには「防潮壁建設に80億円」と試算。福島第一原発で当時想定していた最大5.7メートルを超える津波に襲われた場合に、どのような機器や設備が壊れるのかを高さごとに検討していた。

津波の高さが約13.5メートルに達すると、建屋地下の非常用発電機や直流充電

器が浸水して全交流電源喪失になり、ECCS（緊急炉心冷却装置）機能を失って原子炉に注水できなくなることが判明。この浸水を防ぐには福島第一原発5号機1基で20億円かかり、20メートルの津波から施設を守るには、5～6号機だけで長さ1.5キロの防潮壁が必要となり、80億円かかると試算されていた。

だが、東京電力は何ら対策を講じなかった。

【平成18（2006）年8月】

耐震設計審査指針の見直し作業をしていた安全委の「耐震指針検討分科会」委員だった石橋克彦が、同年8月末、

「原子力における活断層研究は異常。非常に特殊なごく一部の人が牛耳っている」

として、検討分科会委員を辞任。同委員の一人である**衣笠善博**・東京工業大学教授（現・同大名誉教授）が、最新の科学的知見を基にした石橋の警告をことごとく批判または否定し、耐震設計審査指針の見直し作業を骨抜きにしたことに対する、事実上の「抗議の辞任」だった。

【平成18（2006）年9月】

安全委が耐震設計審査指針を改訂。衣笠善博らの抵抗により、地震発生に関する最新の科学的知見が新指針に生かされることはなく、また、原子力発電所に関する具体的な津波防護策も新指針に盛り込まれることはなかった。

最新の地震学に基づく原子力発電所の安全対策の確立を怠った——。これが、福島第一原発事故を未然に防ぐことを妨げた「**第1の間違い（＝過失）**」である。

この「第1の間違い（＝過失）」を招いた重大責任者として、まずは安全委の当時の委員長だった**鈴木篤之**・東京大学名誉教授の名前が挙げられる。

次に、原子炉等規正法に基づく原子力事業者の規制当局である原子力安全・保安院（以下「保安院」という）における当時の責任者である保安院長の職にあった**広瀬研吉**の名前も挙げられる。

さらに特筆すべきは、見直し作業を防災の機会に生かすことを妨げるべく、地震が原発に及ぼす影響をことごとく過小評価する自説を展開した、前記衣笠善博の責任である。衣笠善博の過失責任はひと際大きなものである。

この指針改訂を受け、原子力安全・保安院がバックチェック（既設の発電用原子力施設等の耐震安全性確認）を開始している。しかし、このバックチェックにおいても、衣笠善博が主査を務める総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波・地質・地盤合同WGサブグループ「グループA」が福島第一原発の審査に当たっていた。従って当該審査の場では、津波については議論すらまともになされなかった。

【平成19（2007）年7月】

新潟県中越沖地震発生し、東京電力柏崎刈羽原発が被災。活断層の真上に建てられていた原子力発電所の一部が建屋ごと傾く。

【平成20（2008）年】

東京電力は国の長期評価などを基に試算したところ、福島第一原発で想定される津波の高さは「15.7メートル」となった。それ以前の平成13（2002）年、東京電力は土木学会の「原発の津波評価技術」に基づき、福島第一原発で想定される津波の高さを3.1メートルから5.7メートルへと引き上げていた。

しかし、15メートルを超える津波に対応する防潮堤の設置には、数百億円規模の費用と約4年の歳月がかかると見積もられたことから、対策を迫られた当時の**武藤栄**・原子力・立地副本部長（事故発生時は副社長と原子力・立地本部長を兼務）と**吉田昌郎**・原子力設備管理部長（事故発生時は福島第一原発所長）は、そうした大津波は現実には「あり得ない」ことだとして、何の科学的根拠も示さないまま、建屋や重要機器への浸水を防ぐ対策を何ら講じなかった。

東京電力はその後、三陸沖で869年に起きた貞観地震の最新研究から、福島沿岸に到達する津波は8.6～9.2メートルになるという試算結果を得ていながら、またしても対策を講じなかった。

【平成22（2010）年12月】

安全委が、津波を安全対策上の考慮に入れるよう定めた「手引き」を策定。それでも、東京電力は津波対策を怠った。

【平成23（2011）年3月】

安全委の「手引き」を無視し、事実上の「違法状態」にあった福島第一原発1～4号機は、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災に伴う揺れと津波によって被災し、大事故に至った。

原子力発電所に対する地震と津波の危険性が繰り返し指摘されていたにもかかわらず、福島第一原発の重要機器に浸水防護策を講じる等の対策を怠った——。これが、福島第一原発事故を未然に防ぐことを妨げた「**第2の間違い（＝過失）**」である。

国会事故調査委員会が平成24（2012）年7月5日に公表した報告書にも、同様の観点から東京電力等の過失を指摘する次のような記述が見られる（引用部は太ゴチック）。

平成18（2006）年には、福島第一原発の敷地高さをを超える津波が来た場合に全電源喪失に至ること、土木学会評価を上回る津波が到来した場合、海水ポンプが機能喪失し、炉心損傷に至る危険があることは、保安院と東電の間で認識が共有されていた。保安院は、東電が対応を先延ばししていることを承知していたが、明確な指示を行わ

なかった。

規制を導入する際に、規制当局が事業者はその意向を確認していた事実も判明している。安全委員会は、平成5（1993）年に、全電源喪失の発生の確率が低いこと、原子力プラントの全交流電源喪失に対する耐久性は十分であるとし、それ以降、長時間にわたる全交流電源喪失を考慮する必要はないとの立場を取ってきたが、当委員会の調査の中で、この全交流電源喪失の可能性は考えなくてもよいとの理由を事業者に作文させていたことが判明した。また、当委員会の参考人質疑で、安全委員会が、深層防護（原子力施設の安全対策を多段的に設ける考え方。IAEA〈国際原子力機関〉では5層まで考慮されている）について、日本は5層のうちの3層までしか対応できていないことを認識しながら、黙認してきたことも判明した。

規制当局はまた、海外からの知見の導入に対しても消極的であった。シビアアクシデント対策は、地震や津波などの外部事象に起因する事故を取り上げず、内部事象に起因する対策にとどまった。米国では9.11以降にB.5.bに示された新たな対策が講じられたが、この情報は保安院にとどめられてしまった。防衛にかかわる機微情報に配慮しつつ、必要な部分を電力事業者に伝え、対策を要求していれば、今回の事故は防げた可能性がある。

このように、今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま3.11を迎えたことで発生したものであった。

（国会事故調査委員会報告書ダイジェスト版4～5ページ「事故の根源的原因」より）

そして国会事故調査委員会は、何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は「自然災害」ではなく、明らかに「人災」とであると結論づけた。

この「第2の間違い（＝過失）」を招いた重大責任者として、まずは東京電力の当時の「津波対策」責任者である吉田昌郎・原子力設備管理部長が挙げられる。津波対策をもみ消したことで、その後、自身が所長を務めることになる福島第一原発を被災させた責任はあまりにも大きい。

対策を取るべき当該期間（2006年9月～2011年3月）中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた福島第一原発所長には、**大出厚**（元・同社フェロー）、**小森明生**（現・同社常務取締役）、吉田昌郎（現・同社執行役員）らがいる。

対策を取るべき当該期間（2006年9月～2011年3月）中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた東京電力社長には、**勝俣恒久**、**清水正孝**らがいる。

対策を取るべき当該期間（2006年9月～2011年3月）中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた東京電力会長には、**田村滋美**、勝俣恒久らがいる。

対策を取るべき当該期間（2006年9月～2011年3月）中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた東京電力原子力・立地本部長には、**武黒一郎**（元・同社副

社長、現・国際原子力開発株式会社社長兼東京電力株式会社フェロー)、武藤栄(前・同社副社長)らがいる。

対策を取るべき当該期間(2006年9月～2011年3月)中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた安全委委員長には、鈴木篤之・東京大学名誉教授(2006年～2010年)、**班目春樹**・東京大学名誉教授(2010年～現在)らがいる。

対策を取るべき当該期間(2006年9月～2011年3月)中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた保安院院長には、**広瀬研吉**(2005年9月～2007年7月)、**薦田康之**(2007年7月～2009年7月)、**寺坂信昭**(2009年7月～2011年8月)らがいる。

対策を取るべき当該期間(2006年9月～2011年3月)中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた原子力委員会委員長には、**近藤駿介**・東京大学名誉教授(2004年～現在)がいる。

対策を取るべき当該期間(2006年9月～2011年3月)中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた原子力委員会委員長代理(2007年1月～2009年12月)には、**田中俊一**・前原子力委員会委員長代理(元日本原子力研究開発機構特別顧問、現財団法人高度情報科学技術研究機構顧問)がいる。

こうして平成23(2011)年3月11日、東日本大震災に伴う揺れと津波で福島第一原発1～4号機が被災し、大事故が発生したのであった。多量の放射性物質の放出を伴う重大事故(以下「本件事故」という)に至ったのは安全対策の不備によるものであることは、これまで挙げた「経緯」からも明白である。

本件事故によって福島第一原発の1号機、2号機、3号機が炉心溶融(メルトダウン)し、1号機と3号機、4号機では原子炉建屋の屋根や壁を吹き飛ばす水素爆発が発生し、東京電力によれば、これまでに少なくとも90京(90×10の16乗)ベクレルに及ぶ大量の放射性物質が環境中に放出された。

本件事故は、本告発時の平成24(2012)年7月31日現在もなお収束しておらず、福島第一原発は環境中に放射性物質を放出し続けている。

本件事故による大量の放射性物質の放出により、10万人以上に上る福島第一原発近隣の福島県民が被曝し、かつEPZ(原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲。国の定める緊急時計画区域のことで、概ね半径8～10キロメートル内の地域)を遥かに上回る福島第一原発から半径30キロメートル以遠の飯舘村、福島市、郡山市等に暮らす多数の一般市民、児童、生徒、学生が大量の被曝に晒された。

この際、**谷川攻一**・広島大学大学院教授、**寺沢秀一**・福井大学教授らは、国から「放射線専門家」として福島県に派遣され、被曝した避難住民の除染レベルを13000カウント(CPM)から7倍以上の10万CPM以上に引き上げることに関与し、事故で被曝した市民にとって貴重な初期除染の機会を失わせたばかりか、住民の被曝実態を事実上隠蔽する役目を果たした。

また、**久住静代**、班目春樹ら安全委は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」等を用いて、福島第一原発から放出された放射性物質による汚染がE P Z以遠の広範囲に及んでいる事実を早期に察知しながら、放射性物質による被曝に弱い子供らへの防御策を積極的に取らずに放置した。国が福島県に派遣した複数の「放射線専門家」らもまた、福島第一原発の近隣自治体に配備されていた安定ヨウ素剤を服用する必要はないとして子ども達に安定ヨウ素剤を服用させなかった。そればかりか、**山下俊一**・長崎大学大学院医歯薬学総合研究科長、長瀧重信・国際被ばく医療協会名誉会長、**高村昇**・長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授、佐々木康人・(社)日本アイソトープ協会常務理事らに至っては、放射性物質による福島県内の汚染実態を把握していないにもかかわらず、「大丈夫」「安全」との無責任かつ科学者にあるまじき主張をし続けた。

本件事故でも安定ヨウ素剤が必要ないとするなら、必要になる時など存在しない。

これら放射線専門家は、子ども達らの安全を凶る義務があることを認識していたにもかかわらず、その期間ずっと放置した。なおかつ可及的速やかに子ども達を避難させなければならないにもかかわらず、一般市民、児童、生徒、学生らへの避難指示及び、放射性物質による被曝からの防御対策をサボタージュし、一般住民の被曝傷害被害をいたずらに拡大させた。

また、安全委や文部科学省、山下俊一ら放射線専門家は、我が国の法令が定める「放射線管理区域」の汚染レベル（3か月当たり1.3ミリシーベルト。1時間当たり換算して約0.6マイクロシーベルト）を5～6倍も上回る汚染（1年当たり20ミリシーベルト。1時間当たり3.8マイクロシーベルト）をわずかでも下回れば「安全」であるとして、そうした地域に暮らす一般市民、児童、生徒、学生らの安全対策を怠った。

山下俊一に至っては、飯舘村全域が国から「計画的避難区域」に指定された平成23（2011）年4月11日直前の4月1日に来村して講演し、「現在、20歳以上の人のガンのリスクはゼロです。ですからこの会場にいる人達が将来ガンになった場合は、今回の原発事故に原因があるのではなく、日頃の不摂生だと思ってください」等の被曝安全説を触れ回っていた。

文部科学省らが、我が国の法令が定める一般公衆の被曝限度「1年当たり1ミリシーベルト」を「1年当たり20ミリシーベルト」にまで引き上げたことは、福島県民を高放射線量の汚染地帯から早期に避難させる機会を決定的に奪い、被曝防御策を否定したのと同義である。

放射能汚染の事実を知るためには、専門の知識と高価なガイガーカウンター（放射能検知器）等の専用機器が必要となるが、放射能汚染に対するこうした備えを一般市民や子ども達に要求し、被曝を避けることを自己の責任とするのはあまりにも酷であり、市民が独力で放射能防御を行なうことは事実上不可能と言える。

従って、文部科学省の担当者や、本告発状に掲げるすべての被告発人には、環境放

射線モニタリングやSPEEDI等で放射能汚染拡大の事実を覚知した時に、一般市民、児童、生徒、学生らの避難策を講ずべき作為義務があり、それを怠った過失がある。そのため、今後こうした汚染地域に暮らしていた被曝市民らの中から、甲状腺がん等の健康被害が発生する可能性が極めて大きい。

また、安全委や文部科学省、山下俊一ら放射線専門家による放射能防御対策のサボタージュを事実上是認し、結果的に一般市民の被曝傷害被害を拡大させた国の最高責任者は、政府の原子力災害対策本部長であった内閣総理大臣である。

これが、本件事故による住民避難を遅らせ、結果的に多数の住民らを被曝させるに至らせた「**第3の間違い (=過失)**」である。

2. 被告発人の地位

(1) 原子力発電所は、核分裂を利用して発電するものであり、ひとたび重大な事故が発生して環境中に放射能が放出された場合には、これを制御する手段はないという特質を有するものであり、かかる重大事故が発生しないよう原子力事業者はもちろん、保安院などの規制当局及びこれら規制に係わる安全委の専門家などは重大な責任を負っている。この責任を否定してしまえば、原子力発電所の運転そのものが不可能になるのは言うまでもない。

(2) 東京電力株式会社（被告発人1ないし8）

東京電力株式会社（以下「東電」という）は、原子力発電所を運営する事業者として法規制を遵守するだけでなく、過酷事故が発生した場合には、周辺住民に危害が及ばないよう万全の安全対策をとるべきところ、前記の通りこれを怠って、本件事故を発生させた。

本件事故発生時、東電を代表する立場にあった代表取締役会長が、被告発人1である**勝俣恒久**（以下「勝俣」という）である。

また、本件事故発生時、勝俣とともに東電を代表する立場にあった代表取締役社長が、被告発人2の**清水正孝**である。

加えて、本件事故発生時、東電の代表取締役副社長であり原子力・立地本部長の職にあったのが、被告発人3の**武藤栄**である。武藤は、津波対策を迫られた平成20（2008）年当時の原子力・立地副本部長でもあり、対策を怠っていた張本人でもあった。同じく、津波対策の必要性を知らながら対策を怠っていたのが、被告発人4の**吉田昌郎**・原子力設備管理部長（事故発生時は福島第一原発所長、現・同社執行役員）である。

対策を取るべき当該期間（2006年9月～2011年3月）中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた福島第一原発所長には、吉田昌郎のほか、被告発人5の**大出厚**、（元・同社フェロー）、被告発人6の**小森明生**（現・同社常務取締役）がいる。

対策を取るべき当該期間（2006年9月～2011年3月）中に津波対策

をサボタージュし、事故を招いた同社会長には、勝俣恒久のほか、被告発人7の**田村滋美**がいる。

対策を取るべき当該期間（2006年9月～2011年3月）中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた同社原子力・立地本部長には、武藤栄のほか、被告発人8の**武黒一郎**（元・同社副社長、現・国際原子力開発株式会社社長兼東京電力株式会社フェロー）がいる。

東電は、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号に本店を置き、電気事業等を営む株式会社であり、昭和46（1971）年3月より福島第一原発を稼働させている事業者である。

（3） 国（安全委、被告発人9ないし13及び14）

国は、原子炉等規制法、電気事業法に基づいて、商業用原子力発電所の設置から廃止まで一貫した規制権限を有するものとして、原子力発電所をめぐる安全性について最高の知見に基づき設計基準を設けるなど安全確保を図る責任を負っている。また、安全委は、原子力にかかわる国の安全規制が適切に行なわれるように、最新の科学的知見や専門的知見に基づき安全基準を定め、または内閣総理大臣への助言を通じて関係機関に対して安全規制に関する勧告を出す国の機関として、重大な責任を負っている。

しかし国は、前記の通り、最新の地震や津波などに関する知見や警告を無視し、必要な規制を怠った。国には、このことによる重大な過失がある。また、安全委の審査委員らは、国の安全規制が適切に運営されるよう専門家として科学に忠実に助言すべきところ、これを怠り、さらには、国会事故調査委員会が平成24（2012）年7月5日に公表した報告書が指摘（上記引用部）しているとおおり、東電ら電力業界と癒着し、ことさら安全対策を怠ってきた。

本件事故発生時、安全委を代表する委員長だったのが、被告発人9の**班目春樹**（以下「班目」という）である。班目は、平成22（2010）年4月より安全委委員長の職にあった。安全委は、保安院による安全審査等を精査・検証し、専門家の立場から、科学的合理性に基づいて、安全確保のための基本的考え方を示し、改善・是正すべき点については提言や勧告を行ない、行政機関や原子力事業者を指導する国の機関である。

本件事故発生時、安全委委員だったのが、被告発人10の**久木田豊**である。久木田は、原子力熱工学を専門とする科学者である。東京大学大学院工学系研究科博士課程修了後、日本原子力研究所東海研究所安全性試験研究センター原子炉安全工学部熱水力安全研究室長、名古屋大学大学院工学研究科教授などを経て、平成21（2009）年4月より安全委委員の職にあった。

本件事故発生時、安全委委員だったのが、被告発人11の**久住静代**である。久住は、放射線影響学を専門とする医学者である。広島大学医学部医学科を卒業後、日米共同研究機関・放射線影響研究所臨床研究部副部長、広島大学原爆

放射能医学研究所非常勤講師、(財)放射線影響協会放射線疫学調査センター審議役などを経て、平成16(2004)年4月より安全委委員の職にあった。

本件事故発生時、安全委委員だったのが、被告発人12の**小山田修**である。小山田は、東京大学大学院工学系研究科修士課程修了後、(株)日立製作所技師長、(独)日本原子力研究開発機構原子力基礎工学研究部門長、(独)日本原子力研究開発機構原子力科学研究所所長などを経て、平成21(2009)年4月より安全委委員の職にあった。

本件事故発生時、安全委委員だったのが、被告発人13の**代谷誠治**である。代谷は、京都大学大学院工学研究科博士課程単位取得退学後、京都大学原子炉実験所教授、京都大学大学院エネルギー科学研究科教授(兼任)、京都大学原子炉実験所所長などを経て、平成22(2010)年4月より安全委委員の職にあった。

被告発人10ないし13は、班目とともに安全委委員として、安全基準の定立や勧告を行なう職務を負っていた。

また、被告発人14である**鈴木篤之**は、平成18(2006)年9月、安全委が耐震設計審査指針を改訂した当時の安全委委員長であり、現在は日本原子力研究開発機構理事長の職にある。

被告発人9ないし13及び14はともに科学者として、東電が保有する福島第一原発の耐震設計等の安全審査に当たってきた。

(4) 国(保安院、被告発人15ないし17)

本件事故発生時、我が国の実用原子力発電所の設置・運営に関する一貫した規制当局である保安院を代表する院長の職にあったのが、被告発人15の**寺坂信昭**である。保安院は、原子力をはじめとする各分野のエネルギー施設や産業活動の安全確保を使命とする国の規制機関である。寺坂以前に保安院院長として、耐震設計審査指針の改訂及びそれに基づくバックチェック等に関わっていたのが、被告発人16の**広瀬研吉**及び同17の**薦田康之**である。

広瀬に関しては、原子力発電所での事故発生時に即時避難する範囲を広げる等の改善意見を握りつぶしていた事実も、以下に掲げる『毎日新聞』等の報道で明らかになっている。改善が実施されていれば、福島第一原発から半径5キロメートル圏内の住民避難が4時間半早まり、同20キロメートル圏内の避難も早まったとされ、本件事故により原子力発電所の近隣住民が受けた被曝はかなりの程度、抑えられていた可能性が高い。

毎日新聞 2012年06月06日 02時31分

原発防災:保安院長、改善意見を黙殺…06年

原発事故の防災対策を国際基準に合わせて強化する方針に経済産業省原子力安全・保安院が06年に反対していた問題で、当時の広瀬研吉院長が、内部の「防災対

策を改善すべきだ」との意見を黙殺し、強化に反対していたことが、保安院の内部文書から分かった。防災対策が強化されていれば、東京電力福島第1原発事故で、住民が素早く避難でき被ばくを最小限に抑えられた可能性もあった。保安院内部の意見が生かされなかった経緯を、国会の事故調査委員会（黒川清委員長）が調べている。【岡田英、奥山智己】

内部文書は院内の検討会議資料で、毎日新聞の情報公開請求で5日開示された。

国際基準は、国際原子力機関（IAEA）が02年規定。原発事故で放射性物質が放出される恐れがあれば、原発から3～5キロ圏の住民は即時避難する。

内閣府原子力安全委員会は06年3月、国際基準を国の原子力防災指針に反映させようと検討を開始。しかし、保安院などの反対で、指針の強化は見送られた。

内部文書によると、広瀬氏は同年5月、防災指針見直しを話し合う安全委との会合の直前に、複数の職員から検討内容について説明を受けた。その時、ある幹部が「我が国の原子力防災は国際的に見てもかけ離れており、かなり不備がある」と指摘。防災対策の改善に向け、安全委の議論を進めるべきだと進言した。

しかし、他の職員のほとんどは「国の防災対策は国際的に見ても劣っていない」などと言い、指針の強化に反対。広瀬氏は「（現行法下で）既に訓練を実施しており、少なくとも10年くらいは現行の体制で動かすべきだ。保安院として慎重な姿勢で臨む」と、幹部の指摘を考慮せず意見集約した。この幹部は取材に「持論とは違うが、院長が決めたことなので仕方がないと思った」と話し、改善意見が握りつぶされたことを認めた。

その後、安全委から「（保安院の慎重姿勢は）議論の幅を狭めることになり受け入れられない」と指摘されると、保安院は「（安全委の指摘は）『逆ギレ』とも取られかねない回答や反応で、（安全委とのやりとりは）時間と労力のムダ」と切り捨て、指針強化はなされなかった。

この問題を巡っては、国会事故調が今年3月の委員会で広瀬氏を追及。広瀬氏は5日、取材に「記憶がない」と話した。

広瀬は、平成18（2006）年に安全委が防災区域の拡大を検討していた際、

「（JCO）臨界事故を受けてせっかく防災体制がまとまった。なぜ寝た子を起こすんだ」

と厳しい口調で安全委を叱責しながら、防災区域拡大の凍結を求めていたことでも知られる。なお、この「叱責」の場には被告発人15の寺坂信昭（当時は保安院次長）もいた。この結果、安全委は防災区域の拡大を見送っていた。

また、平成18（2006）年4月に保安院の課長が安全委に対し、耐震設計審査指針が改訂されると、

「批判が立地自治体、マスコミで厳しくなり運転停止を余儀なくされる」

「ますます多くの訴訟が提起される。敗訴を免れない」

として、旧指針でも原発災害を防止する上で問題ないとの見解を安全委として示すよう求めていたが、この課長の上司が、当時保安院長だった広瀬である。

これを受け、安全委は同年9月、指針改訂の際に「原発の設置許可を無効とするものではない」との文書を公表していた。

国会事故調査委員会の報告書が「**歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られない**」と指摘（上記引用部）した「**歴代の規制当局**」とは、まさに広瀬のことであり、規制当局の最大責任者として、その過失責任を免れることはできない。

(5) 国（保安院専門委員、被告発人18）

本件事故発生時、被告発人18である**衣笠善博**・東京工業大学名誉教授（以下「衣笠」という）は、科学者として、東電が保有する福島第一原発の耐震設計等の安全審査に当たってきた。

この衣笠は、実質的な安全審査を行なってきた通商産業省と、のちに改組される保安院において、20年の長きにわたってほとんどの活断層審査を1人で行なってきた。平成18（2006）年の耐震設計審査指針改訂後のバックチェックにおいても、衣笠が主査を務める総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波・地質・地盤合同WGサブグループ「グループA」が福島第一原発の審査に当たっていた。この事実は、国民にとって極めて不幸なことであり、当該審査の場では、津波については議論すらまともにされなかった。

衣笠が津波を軽視したことにより、本件事故は「衣笠によって招かれ、引き起こされた」と言っても過言ではない

(6) 国（原子力委員会、被告発人19及び27）

被告発人19である原子力委員会（以下「原子力委」という）を代表する委員長は、**近藤駿介**である。原子力委は、1）原子力研究、開発及び利用の基本方針を策定すること、2）原子力関係経費の配分計画を策定すること、3）原子炉等規制法に規定する許可基準の適用について所管大臣に意見を述べること、4）関係行政機関の原子力の研究、開発及び利用に関する事務を調整すること等について企画し、審議し、決定することを所掌する、我が国の原子力安全行政における最高機関である。

対策を取るべき当該期間（2006年9月～2011年3月）中に津波対策をサボタージュし、事故を招いた原子力委員会委員長代理（2007年1月～2009年12月）は、被告発人27の**田中俊一**・前原子力委員会委員長代理（元日本原子力研究開発機構特別顧問、現財団法人高度情報科学技術研究機構顧問）である。

なお、田中は本件事故発生直後の平成23（2011）年5月21日頃より、高濃度の放射能で汚染された福島県飯舘村の長泥地区で民家の除染実験を行ない、除染土の仮置き場を村が提供するよう説得し、「何もしなければ帰ってこれないんですよ」と脅しつつ、被災者である飯舘村民をさらなる被曝へと駆り立てた。しかし1年後の平成24（2012）年7月、同村長泥地区は「帰還困難区域」に指定され、田中が主導した「除染」作業は、結果的に飯舘村民を余計な被曝に晒しただけに終わっている。

(7) 国（文部科学省、被告発人20ないし23）

文部科学省は、学校教育を所管し、教育の振興及び学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図ることを任務とする国の機関である。SPEEDIを所管するのも同省である。本件事故発生の際には、環境放射線モニタリングも担当していた。

本件事故発生時、文部科学省生涯学習政策局長の職にあった国家公務員は、被告発人20の**板東久美子**である。

本件事故発生時、文部科学省初等中等教育局長の職にあった国家公務員は、被告発人21の**山中伸一**である。

本件事故発生時、文部科学省科学技術・学術政策局長の職にあった国家公務員は、被告発人22の**合田隆史**である。

本件事故発生時、文部科学省スポーツ・青少年局長の職にあった国家公務員は、被告発人23の**布村幸彦**である。

(8) 放射線専門家（被告発人24ないし26）

被告発人24である**山下俊一**は、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科長の職にある医学者である。日本甲状腺学会理事長を務めると同時に、本件事故発生を受け、原子力災害対策特別措置法上、住民避難の責任者であった福島県知事より「放射線健康リスク管理アドバイザー」に任命されている。

被告発人25である**神谷研二**は、広島大学原爆放射線医科学研究所長の職にある医学者である。本件事故発生を受け、同じく福島県知事より「放射線健康リスク管理アドバイザー」に任命されている。

被告発人26である**高村昇**は、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授の職にある医学者である。本件事故発生を受け、同じく福島県知事より「放射線健康リスク管理アドバイザー」に任命されている。

3. 本件事故の発生

被告発人らは、前記第1及び第2の間違い（＝過失）により、平成23（2011）年3月11日、東電が設置・運営する福島第一原発1号機～4号機で、多量の放射性物質の放出を伴う重大事故を発生させた。

本件事故によって福島第一原発の1～3号機が炉心溶融(メルトダウン)し、1号機と3号機、4号機では原子炉建屋の屋根や壁を吹き飛ばす水素爆発が発生し、これまでに少なくとも90京(90×10の16乗)ベクレル以上の莫大な放射性物質が環境中に放出された。また、この「大量の放射性物質の環境への漏洩」という事実は、本件事故発生から約3カ月後の同年6月6日まで公表されなかった。

本件事故は、本告発時の平成24年7月31日現在もなお、収束しておらず、環境中に多量の放射性物質を放出し続けている。

4. 被害の発生

- (1) 90京ベクレル以上という莫大な放射性物質を放出させて、10万人以上に上る原子力発電所近隣の福島県民を被曝させ、避難民にし、かつ原子力発電所から半径30キロメートル圏外の飯舘村、福島市、郡山市等に暮らす多数の人達までを大量被曝に晒した。今後、こうした被曝者の中から、甲状腺がん等の健康被害が発生する可能性が極めて大きい。

健康面で多大なリスクを負う以上、本人の意図しない、または予期しないところで発生した被曝は「傷害」として捉えるのが道理である。それは医療過誤であろうと原発事故であろうと同じだろう。

- (2) さらに、直接的かつ既に発生している被害もある。福島第一原発の南西約4キロメートルにある双葉病院(福島県大熊町)の入院患者らを重度の被曝に晒し、さらなる被曝を避けるべく実施された緊急避難等により、患者ら約440人中45人以上を死亡させたことは、断じて許せない事実である。

- (3) また、被告発人らが本件事故さえ発生させなければ、東日本大震災による津波被害に襲われた岩手県や宮城県などの他地域と同様に、福島第一原発の近隣でも命を救われた被災者も多かったと推測される。原子力発電所の重大事故が大震災直後の救援活動を事実上阻み、被害を拡大させたのである。

福島第一原発の半径20キロメートル圏内を多量の放射性物質で汚染し、平成23(2011)4月22日午前0時をもって同20キロメートル圏内の立ち入りが禁止されたため、それまで膨大な数の住民が暮らしてきた地域を、安全に暮らすことのできない地域にしてしまったことに加え、同圏内にあった企業や、農業、酪農業、漁業などの地元産業全般の経済活動を停止に追い込み、事業を廃業させ、または存亡の危機に陥れた。

将来を悲観した被災者の中には自殺に追い込まれた者もいる。満足な被災者救済策が実施されず、東電からの誠実な賠償も実行されない中、こうした被害は現在もなお進行中である。

5. 被告発人らの過失

(1) 本件事故を発生させた責任

今回、福島第一原発で発生した全交流電源喪失（ステーション・ブラックアウト）事故や炉心溶融（メルトダウン）事故の危険性と、それへの対策の重要性は、平成19（2007）年2月に静岡地方裁判所で行なわれた「浜岡原発運転差し止め裁判」の機会等で研究者などにより再三指摘されてきた。日本でも原子力発電所の重大事故は起こりうるので、そのための対策が重要だとの指摘は裁判やマスコミ報道などを通じて繰り返されてきたのが事実である。

にもかかわらず、今日の重大事故が発生したのは、前掲の国会事故調査委員会報告書が指摘（上記引用部）しているとおおり、保安院をはじめとした規制当局が東電ら電力業界と癒着し、ことさら安全対策を怠ってきたからに他ならない。

また、政府の事故調査・検証委員会（以下「政府事故調」という）もその最終報告書の中で、東電が平成24（2012）年6月20日にまとめた最終報告書で事故の主因を「想定した高さを上回る津波の発生」と結論づけたことに対し、

「根拠なき安全神話を前提に、あえて想定してこなかったから想定外だったに過ぎない」

と断定し、批判をしている。

本件事故は、15メートルを超える津波に対応する防潮堤の設置には数百億円規模の費用と約4年の歳月がかかると見積もられたことから、被告発人目録3の**武藤栄**・原子力・立地副本部長、同4の**吉田昌郎**・原子力設備管理部長、同8の**武黒一郎**・原子力・立地本部長らが結託し、大津波は「あり得ない」ことだとして、建屋や重要機器への浸水を防ぐ対策を何ら講じなかったことに端を発している。

しかし本告発は、過失を犯した東電の責任のみならず、保安院をはじめとした規制当局、安全審査を担った専門家、そして住民避難を妨げて一般市民に無用の大量被曝をもたらした放射線専門医らの責任も同時に問うている。これらの人々が、本来期待させるべき責任を果たさなかったことが被害を拡大させたのは明白であり、その責任は決して不問に付すことはできない。

(2) 津波の危険を無視した「保安院」の責任

被告発人目録15ないし17の**寺坂信昭**らが所属する保安院は、原子力施設の安全確保を使命とする国の規制機関であり、原子力発電所を安全に運転させるために発電所の運転停止命令等、多大な権限を持つ機関であることから、最新の科学的知見に基づき、適切に権限を行使し、十分な安全策を備えていない原子力発電所については運転を一時停止させ、必要な措置を講じさせる義務と責任を負っていた。にもかかわらず、保安院が所管するバックチェックのため

のWG等で、福島第一原発を襲う津波の危険が委員から指摘されていながら（証拠書証3『原発崩壊 想定されていた福島原発事故』25ページ以降参照のこと）、何らその対策を講じさせなかった。これでは、何のための「安全審査」なのかわからず、存在意義さえ問われかねない。

また、被告発人目録18の**衣笠善博**は、「海底活断層研究の権威」を自任しながら未対策状態を放置し、WG委員としての任務を何ら果たさなかった。

(3) 全交流電源喪失も炉心溶融も津波も無視した「安全委」の責任

安全委メンバーである被告発人目録9ないし13の**班目春樹**らは、保安院の安全審査をさらにチェック（ダブルチェック）し、適切に権限を行使して、十分な安全策を備えていない原子力発電所については必要な措置を講じさせる義務と責任を負っていた。

しかしながら、先に掲げた「浜岡原発運転差し止め裁判」の際、のちに安全委委員長の重職につくことになる被告発人9の**班目春樹**は、

「東海地震のときに、再循環系が複数同時に破断する、ほかの緊急炉心冷却系が同時破断するとか、考えるべきでは？」

との質問に対し、

「地震が起こった時に破断することまで考える必要はないと思います」

との「原発安全神話」に基づく認識を表明。実効ある安全対策に対する事実上の妨害さえしてきた。

安全委は平成5（1993）年6月、全交流電源喪失に関する報告書をまとめている。だが、その作成の過程で安全委事務局は東電などに対して

「長時間の全交流電源喪失を考えなくてもいい理由を作文してください」

と依頼し、寄せられた回答をもとに報告書をまとめていた事実が、政府事故調の最終報告書で明らかになっている。政府事故調が「電力会社に作文を求めたことは、規制当局として不適切」と問題視したのは言うまでもない。

また、安全委は平成21（2009）年1月、北海道電力泊原発3号機の安全対策に関する会議を開催し、「（地震や津波などの）外的事象を考慮すべき」だとした。その会議での配布資料にも「大地震の影響や、地震・火災など複合的な（被害）条件での評価を入れて、対策の整備に役立てていくことが望ましい」と記載されていた。

にもかかわらず、当の会議では何の議論もされず、その後も検討はされていない。安全委としての「津波対策」は、その2年後となる平成22（2010）年12月の「手引き」策定（前述）まで何もなかったことになる。

そしてその「対策」ができたのも、本件事故発生のはんの3か月ほど前のことであり、東電が「手引き」に従わなかったこともあって、本件事故の発生を未然に防ぐ手立てとはならなかった。

当該会議開催当時の安全委委員長である被告発人目録14の**鈴木篤之**は政府

事故調の調べに対し、「本格的にやろうとすると途方もない作業で収拾がつかない」と証言している。そのサボタージュが、結果的に本件事故を招く結果につながった。

(4) 本件事故による住民の被曝被害をみすみす拡大させた者達の責任

国は、1999年に茨城県東海村で起こったJCO臨界事故を受けて、原子力災害対策特別措置法を制定し、防災対策を講じた。だが、事故発生時の避難範囲が見直されることはなく、まったく不十分な内容であった。その不備と欠陥は、本件事故の発生によって誰の目にも明らかとなる。

本件事故の発生を受けて国が出した「避難指示」の範囲は、最初は原子力発電所の半径3キロメートルとされ、次に同10キロメートル、しまいには原子力災害対策特別措置法では想定されていない同20キロメートルに、次々と拡大された。だが、国は「号令」するだけで、事前の「事故への備え」がなかった同10キロメートル圏外の地域では大混乱が発生した。

文部科学省は、SPEEDIの拡散予測情報を隠す一方で、福島県内の児童・生徒・学生らの避難に関し、被告発人目録20ないし23の**板東久美子**らは、我が国の法令が定める「放射線管理区域」の汚染レベル(3か月当たり1.3ミリシーベルト。1時間当たり換算して約0.6マイクロシーベルト)を5～6倍も上回る「1年当たり20ミリシーベルト」という法外な基準を持ち出して避難をさせず、その結果、児童らは無用の被曝を被ることになった。

また、住民避難の責任者であった福島県知事から委嘱されて「放射線健康リスク管理アドバイザー」に就任した被告発人目録24の山下俊一ら放射線専門医は、

「環境の汚染の濃度が100マイクロシーベルト／アワーを超さなければ、まったく健康に影響を及ぼしません」

等の虚偽の説明を繰り返し、高汚染地帯からの住民避難を大幅に遅らせた。これら被告発人らの過失により、一般市民の被曝被害は拡大した。こうした事態を招いた文部科学省の担当役人や放射線専門医らの責任は極めて重い。

第3 告発に至る事情

これまで述べてきたように、保安院も安全委も東電も、保安院の所管するWG等で福島第一原発を襲う津波の危険性を委員から事前に指摘されていたながら、この指摘を無視し、対策を講じなかった事実がルポライター明石昇二郎の著書『原発崩壊 想定されていた福島原発事故』(証拠書証3)等ですでに指摘されていた。福島第一原発が地震や津波で被災する可能性は、本件事故が発生し、実際に津波等で被災する3年前の2007年までには科学者の研究結果等によって指摘されていたのである。

にもかかわらず、被告発人らは、地震と津波は「想定外」だったとして、まったく反省していない。事故から1年が経過してもなお、事実を捻じ曲げて「事故原因は想定外の津波」との言い訳を繰り返している。東電に至っては、被害の賠償にも誠実に応じていない。

しかも、加害者である被告発人らがすべての情報を独占しつつ、本件事故の収束作業に当たっている。このため、被告発人らが証拠隠滅を図る恐れが大である。

以上の次第で、いまだ事故が収束していない最中ではあるが、貴職においては直ちに捜査に着手して必要な証拠を保全した上で、あらゆる法令を駆使し、公正な処罰が行なわれるよう、敢えて本告発をするに至ったものである。

以 上

立証方法

- 証拠書証 1 神戸大学教授の石橋克彦論文「原発震災」（岩波書店発行『科学』1997年10月号掲載）
- 同 2 ルポライター・明石昇二郎の連載記事「シミュレーション・ノンフィクション原発震災」（毎日新聞社発行『サンデー毎日』2001年3月4日号～同年3月25日号に掲載）
- 同 3 明石昇二郎著『原発崩壊 想定されていた福島原発事故』（金曜日刊。2011年4月発行）
- 同 4 広瀬隆著『原子炉時限爆弾』（ダイヤモンド社刊。2010年8月発行）
追って順次提出する。

添付書類

前記書証 各1通

告発人目録

告発人	氏名	明石 昇二郎
	住所	
	職業	文筆業
	生年月日	
	電話	

告発人	氏名	広瀬 隆
	住所	
	職業	文筆業
	生年月日	
	電話	

被告発人目録

被告訴・被告発人 1 氏 名 東京電力株式会社
前・代表取締役 会長 勝俣 恒久
住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
電 話 03-6373-1111 (会社代表)

被告訴・被告発人 2 氏 名 東京電力株式会社
前・代表取締役 社長 清水 正孝
住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
電 話 03-6373-1111 (会社代表)

(以下、住所など省略)

被告訴・被告発人 3 氏 名 武藤 栄
職 業 前・東京電力代表取締役副社長
(前・原子力・立地本部長)

同 4 氏 名 吉田昌郎
職 業 元・東京電力原子力設備管理部長
(事故発生時は東京電力福島第一原子力
発電所長、現・同社執行役員)

同 5 氏 名 大出 厚
職 業 元・東京電力フェロー
(元・東京電力福島第一原子力発電所長)

同 6 氏 名 小森 明生
職 業 東京電力常務取締役 (元・東京電力
福島第一原子力発電所長)

同 7 氏 名 田村 滋美
職 業 元・東京電力会長

同 8 氏 名 武黒 一郎
職 業 元・東京電力原子力・立地本部長
(元・同社副社長、現・国際原子力開発株
式会社社長兼東京電力株式会社フェロー)

同 9 氏 名 班目 春樹
職 業 原子力安全委員長

同	10	氏 職	名 業	久木田 豊 原子力安全委員長代理
同	11	氏 職	名 業	久住 静代 原子力安全委員
同	12	氏 職	名 業	小山田 修 原子力安全委員
同	13	氏 職	名 業	代谷 誠治 原子力安全委員
同	14	氏 職	名 業	鈴木 篤之 前・原子力安全委員会委員長 (現・日本原子力研究開発機構理事長)
同	15	氏 職	名 業	寺坂 信昭 前・原子力安全・保安院長
同	16	氏 職	名 業	広瀬 研吉 元・原子力安全・保安院長
同	17	氏 職	名 業	薦田 康之 元・原子力安全・保安院長
同	18	氏 職	名 業	衣笠 善博 東京工業大学名誉教授 (総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波・地質・地盤合同WGサブグループ「グループA」主査。総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG委員)
同	19	氏 職	名 業	近藤 駿介 原子力委員会委員長
同	20	氏 職	名 業	板東 久美子 前・文部科学省生涯学習政策局長 (現・同省高等教育局長)
同	21	氏 職	名 業	山中 伸一 文部科学省初等中等教育局長 (現・文部科学審議官)
同	22	氏 職	名 業	合田 隆史 文部科学省科学技術・学術政策局長 (現・同省生涯学習政策局長)
同	23	氏	名	布村 幸彦

		職	業	文部科学省スポーツ・青少年局長 (現・同省初等中等教育局長)
同	24	氏 職	名 業	山下 俊一 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー (福島県立医科大学副学長、日本甲状腺学)
同	25	氏 職	名 業	神谷 研二 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー (福島県立医科大学副学長、広島大学原爆放射線医科学研究所長)
同	26	氏 職	名 業	高村 昇 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー (長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授)
同	27	氏 職	名 業	田中 俊一 元原子力委員会委員長代理 (元日本原子力研究開発機構特別顧問)

以 上